国見町監査委員告示第１９号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の２第１項の規定により、例月出納検査を実施したので、同条第３項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表します。

令和８年１０月２３日

国見町監査委員　佐　藤　徳　正
国見町監査委員　蒲　倉　　孝

１　基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和２年４月１日施行）に準拠して検査を行った。

２　検査の種類

例月出納検査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２３５条の２第１項の規定による検査）

３　検査の対象

令和８年度９月分の一般会計・特別会計、令和８年度９月分の水道事業会計、下水道事業会計、基金等に係る計数の確認並びに現金及び預金等の管理状況。

４　検査の着眼点

(1) 計数の確認。
(2) 現金残高等の確認。
(3) 書類審査による正確、正当及び適正の確認。

５　検査の実施内容

検査の対象となった各会計・各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務について、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常すべき検査手続きを実施した。

６　検査の実施日程及び実施場所

実施日程：令和８年１０月２３日（金）
実施場所：国見町役場　３階　委員会室

７　検査の結果

(1) 現金の出納状況

検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により、検査をした限りにおいて、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

(2) 指摘事項

特になし。